

行政法学の課題

下山 英二

1 はじめに

この大学を去るに当たって、最後に最終講義の機会を与えて下さった本学の厚意にまず感謝したいと思います。ところで私にとっては、本学の「行政法」の最終講義にもなるので、一応「行政法学の課題」と題し、私がこれまで長年抱いていたテーマと今後の行政法学の課題について、この機会に一言述べさせて戴きたいと思えます。

私が中学四年の頃、国語の先生が、受験用問題集として編纂されたものの中に、「格に入りて、格を出でずんば狭く、格を出でて格に入らずんば乱る」という、たしか芭蕉の言として搭載された文章の一節がありました。この言葉が私はとも好きで、いつも口ずさんで参りました。しかし、現実

は、若かり頃抱いた問題意識をなかなか克服できず、その狭い枠の中で、苦悩の連続に苛まれながら、この五〇年近くの研究教育の仕事をいま終わろうとしています。そこで、その軌跡の一端をこの機会に述べ、自分としての、この問題への取組に関する、現時点での締めくくりにさせて戴きたいを思えます。

我妻栄博士は、かつて、「近代法における債権の優越的地位」を出版した時の序文に、大学教授の任務に二つあり、一は講義案を作ることであり、他は最も興味を感じ重要と信じるテーマを選んで、終生の研究をそこに集中することにあると言いました。私の研究テーマが終生の事業に値するかどうかは疑問ではありますが、とにかくも、今日まで研究し続けて来られたのは、このテーマが支えになっていたことは確か

あります。確かに私の見解は、行政法学界の現状からみれば少数意見であるかもしれませんが、それを承知の上で、あえてこの最後の機会に私の意見を述べておきたいと思えます。

私が法学の勉強を始めた時代は、昭和一七年の一〇月。第二世界大戦も苛烈を極めていた時期でありました。そして、Abschied von BGB (民法典よさらば) というナチスドイツ法学の影響が、わが国にも及んできていた時代でありました。私の行政法学の出発点は、まさにこの時に据えられたと言っても過言ではありません。言い換えれば、この時の問題が、研究教育生活五〇年近くに亙って脳裡を離れず、その問題に対し、納得いく形で解答が得られなかったということであり、実は、行政法に興味をもったのも、まさにこの問題について、自分なりの解答を得んがためであったともいえます。

当時ナチス的な国家主義的傾向を憂慮したところの、そして自由主義者であったところの東大の宮沢俊義教授は、逸早く昭和七年(一九三二年)に次のようなことを述べています。「ドイツの政界で一つの反動の嵐が吹きまくっている。」「畢竟公法学理論は時代の児である。政治における自由主義の没落、独裁政治への傾向はその代弁者たる公法学説を産む。こ

の傾向に対抗して自由主義公法学説はいかにして、而していつまで戦ひ得るであろうか。私は大きな興味をもってドイツの政治の将来とその公法学説の将来を見守る」と。「書評、ケルロイター著「民族的法治国」、法協五〇巻五号一七〇頁以下。(昭和七年一〇月一日発行)」。しかしその宮沢教授も、昭和一〇年美濃部達吉博士が、その主唱していた天皇機関説によって右翼の者により襲撃され、天皇機関説を信奉する宮沢教授としての沈黙の日々が訪れざるを得なくなりました。

ところで、宮沢教授が書評を加えたケルロイターの著書は、当時わが国でも翻訳されていました。いまケルロイターが、わが国で講演したものを纏めた『新国家観』(昭和一七年)を紐解いてみると、「国民を益するものは法であり、国民を害するものは法にあらざ。」「法は法規に優先す。」「自由主義的立法の重点は私法組織にあるのであって、独逸に於いては、之は民法の五つの編として成立していたのである。」「われわれ、既に今日、独逸に於て、この民法から別れを告げるのである。」と言っています。この説を単に戦時立法の所産としてのみ片付けられないことは明らかであり、社会構造とそれにかかわる法の基本問題を含んでいました。わが国でも国

家総動員法が発動され、物資統制はその極に達し、現実に民法の自由意思による売買は、空疎な感じしか国民に与えぬ時代になりつつありました。

ではその問題点は何であったのでありましょうか。それが今日とどのような係わりをもっているのでしょうか。いまの時点に立って、反対に民法体系は自由主義の所産であり、国家統制は悪と果たして断言できるのでしょうか。成る程今日でも民営化という声に乗ってかかる見解に類するものが国際的国内的に流布されています。しかし、ナチス時代のものをすべてナチスのイデオロギーの所産としてのみ見ることは出来ないことは、英米が戦前自由国家を標榜し、あれほど相容れざるものとしていた計画行政を戦後六〇年代には採り入れざるを得ず、他方ドイツが戦後一番遅くまで計画行政の採択を拒んでいたことを想起すると、ナチス・ドイツのイデオロギーの所産としてのみ、当時の統治政策すべてを片付けるわけにはいきません。その点、より基底にある要素を見極めないと、無自覚的にナチスを批判しながら、ナチス的思考に組して、真の民主主義には到達しえないでありましょう。一方では、私的自治の原則の支配する分野への行政の介入を求め

る国民の声が拡大すると共に、他方では、個々の国民の権利利益の確保のために行政縮小を求めるといふ、いわば二律背反的な国民的需要に対して、いかに総合的な対応調整ができるかという、今日の喫緊の課題に対する答えを見出しえないことにもなります。

「戦後五〇年」ということがしばしば語られる今日、それを法律学の分野で振り返って見るとき、ことにこの戦前の体制との断絶性と連続性の問題が、いつも問われてきていたように思われます。限られた時間で、その問題意識に係わるものを、あまねく述べることができないので、今日は、その中の四点に限って触れてみたいと思います。

その第一は、わが国の憲法と行政法との乖離という問題です。第二は、国家賠償法に係わる問題です。第三は、外国における調査研究からえたものであります。第四はわが国の実務から学んだものであります。

2 憲法と行政法との乖離

第一の問題、すなわち、わが国の憲法と行政法との間に乖離が存在するといわれても仕方がない事象が、沢山あること

は感覺的に知りうるでありましょう。諸君もご承知のことと思いますが、大日本帝国憲法、すなわち、明治憲法にも臣民の権利義務の章があり、それは今の憲法の基本的人権に相当する項目でありましたが、これらの規定は、「法律の留保」原則により、いわばプログラム規定化し、国民が人権を享受することの保障にはなっていないませんでした。たとえ利益をそれによって受けても、それは恩恵によるもので、権利の保障としてはないとされておりました。現在の憲法では基本的人権の保障が謳われ、その制度的保障も提供されております。その上で、一三条、一二二条、二九条で、自由権・財産権と「公共の福祉」との係わり合いが謳われています。そもそもここに行政による活動とその法の枠組みの原点が存在すると言ってもよい筈であります。

しかしわが国の明治憲法体制の中で、一定の市民権を得ようとして構築されてきた伝統的な行政法学は、当時のドイツ行政法学をモデルにしたがら、行政活動の独自性の確保とその法的特権性を原点において、論理構成をしようとして参りました。これは、当時のわが国の官僚指導的国家体制構築の要請を前提にしたがら、国民に一定の権利利益を確保しようと

する目的にはマッチしたものでありました。

ところで、敗戦ともに制定されたこの日本国憲法は、かかる体制に対して、国際的要請に基づき一八〇度転換した方針を打ち出したことは諸君もよく知っているところでありましょう。

それにも拘わらず、戦後にオットー・マイヤーの「憲法は変わるが、行政法は存続する」という言葉が暗に使われた如く、戦前の行政法学の継承性が許容されたのは何故でありましょうか。ここに私の伝統的な行政法学への疑問の原点があり、この問題を考えずに今日の行政の直面する問題を解き明かすことはできないと、いまでも私は考えています。

しかし、わが国では、今日の行政法学のみならず、法律学全般が、一応憲法が新しくなったことへのリップ・サーヴィスはしていますが、この点に関し、必ずしも立ち入った説明を行ってこなかったと言っても過言ではありません。

私は、講義のはじめに民法との接点を求めて、民法の九〇条反公序良俗行為の無効原則、九一条の「任意規定」と「公の秩序」と異なる意思表示の法的効力の意味を学生諸君に尋ねてみます。民法のテキスト・ブックに等しく記載されてい

る「警察」上の取締行為と、これらの条文との関係を問うてみることにしています。だが同時に、民法の教科書には、伝統的な行政法学の骨格を形成する「警察」概念について、殆ど説明が加えられていないことを知ります。また講義半ばで、行政罰における「過失」の要素と刑罰体系の関係を問うて見ることになっています。さらに罪刑法定主義を謳った憲法三一条の「法定手続」と行政手続きの関係も尋ねて見ます。

わが国の殆どの大学のカリキュラムでは、伝統的行政法学を前提として組み立てられております。公務員試験等を考慮してでありましょう。しかし、受験用の知識が実務に役立つとは限りません。実務的観点では各論こそが行政実務の需要に応じうるものであります。しかもこの分野は民法、商法、刑法、社会法、経済法と接点をもち、あるいは、交錯している分野であります。しかし、伝統的な法律学、すなわち六法中心のカリキュラムでは、かかる接点の意義、そして、現実の実務上の困難な問題へ迫る糸口さえ見出しえない総論強調主義になって参っております。現実の需要との落差が学問の世界で無視されている根本的な原因は、伝統的な行政法学が、客観的には、行政の裁量とその法的特権性を擁護する論

理を提供することになる総論主義に陥っているがためではないかとさえ思料しております。

現実には、裁判官の間から危惧の念が生じているように、わが国では、紛争状況の司法的把握率が二割程度である上、行政事件に至っては、海外の諸国に比して、質的相違を感じる程の落差があります。しかも、その点に関する国際的感覚の欠落から、いまや国益さえ損なわれかねない状況になっています。

かかる意味では、大学のカリキュラムの組方が、大いに改変されねばならぬ時代にさしかかっているのかも知れません。私が指摘し続けてきた「六法なくしては現代法は成り立ち得ないが、行政法なくしては現代法は機能し得ない」ということを、もう少し法学界でも真剣に考えて欲しいと思っています。伝統的な行政法学が、私法体系に匹敵する独立の公法体系を構築しようとし、敵しい状況下で、「民権学派」的行政法学を樹立せんとした時代の学問的需要に、時代の変わった今日なお論拠を置かねばならぬ根拠はどこにもないように思われるからであります。

しかしそれであるからといって、私自身がその問題に気付

き、かかる発言を今日言いうるのは、五〇年の歳月を要しました。しかも、問題提起の形になお止まっていることは、自分の力の無さを痛感するものであります。さらに時代の変化は激しく、今日述べていることもまたすぐ古くなってしまふのかも知れません。しかし、今日なお力を保有している伝統的な行政法学体系には、何か腑に落ちないところがあるから問い続けてきたのだということだけは、断って置かねばならないと思っております。

3 国家賠償法の研究と行政法

次に、わが国のこの問題を端的に表現しているのが、行政事件訴訟法、とくに抗告訴訟形態であることはよく知られていますが、私は、国家賠償責任の問題から行政法研究に接近したので、その点に触れてみたいと思います。尤も私は国家賠償責任にのみ興味をもってきたわけではありません。もっと根源的な疑問をもったからであります。

戦後昭和二二年から大学の助手になったとき、たまたま東京裁判、極東国際軍事法廷を傍聴する機会を得、戦争犯罪に関心を持ちました。そんな関係で、ことにBC級裁判に懸け

られた人々が、絞首刑に処せられることに、割り切れぬものを感じていました。諸君も知っているかも知れませんが、「私は貝になりたい」というテレビドラマが大きな反響をのち呼びましたが、それはこの問題を取り扱ったものです。

その後昭和二八・九年に学会報告として、国家賠償責任の問題を報告しました。それを契機にこの問題を研究して行く、なぜ、自分の意思では行動しえない地位の兵隊でも、責任を問われるのかという問題について、違法な命令にたいしては不服従の義務があるという英米法の準則のあることを知りました。そこで、わが国では期待可能性のないとされる状況との落差を感じました。しかも、このような公務員の個人責任の原則は、大臣から巡査にいたるまで適用になる上、この法理が、わが国の憲法の三三条、三五条の令状主義の源をなしたイギリス法の一八世紀後半の判例にその源を発しており、公務員の個人責任の法理の奥の深さを知りました。わが国の、お上に楯突くものはただではおかぬという風潮に比べ、当時においては驚天動地の想いがしました。そこでダイシーのいう「法の支配」という意味がややわかりかけたとも思いました。さらに付け加えれば、フランス行政法は、行政法の

分野で先鞭をつけてきましたが、それはコンセイユ・デタといわれる公法裁判所の国の不法行為責任にかんする判例法が、行政法形成の契機を作っていることを知り、わが国の当時の状況との相違を痛感しました。

しかし国の不法行為責任は、すでに発生した、換言すれば過去形になった、損害の填補責任です。現になお有効に機能している行政庁の処分に対しては効果的な救済方法ではありません。そこで、現に違法な行政の処分行為をどう規制するかという問題に興味を示すことになりました。就中、行政庁が広い裁量権を持つ場合に、その行為の違法性を摘示することは困難を極めます。そこで、行政の裁量とその法的枠みの問題が私のテーマとして浮かび上がってきました。

この問題意識に対し、第一に脳裡に銘記されたものは、アメリカのパウンドの『行政法』という本でした。この見解は、司法裁量は良いが行政裁量は国家主義をもたらずので許容しがたいといった趣旨のものでありました。またアメリカで当時行政法の教科書で見るとべきものはほとんどなかったのにも拘わらず、他方FAPA、すなわち、連邦行政手続法というものが制定され、わが国でも当時着目されていた行政委員会

制度の手続きについての規定も既に設けられていました。そこへ昭和三四年、コロンビア大学のゲルホーン教授が来日し、研究者間でのレクチュアを務めてくれましたが、そのとき、私は個人的にアメリカのAPAに興味をもっていると述べたら、これを読めと渡されたのが、イギリスのフランクス報告というものでありました。

ここからいろいろの点が学び取られてきますが、まず第一に学んだことは、アメリカ法というデュー・プロセス・オヴ・ロウ、イギリスという自然的正義の原則の存在でありました。英米法では、権利あるところに救済方法ありということが、一七世紀の著名な法律家によって唱えられて以来、権利があつて救済されないのは正義に反するということが強調されてきています。

したがって、行政需要が、次第に裁量権を拡大してきましたが、その法的統制も国民の救済方法の確立・拡大という形で発展させてきました。

第一に、立法裁量を付与する場合の法的統制から始めて、公務員の個人責任に代位する国の責任、裁量権の行使の際の不服申立の処理機関である審判所の司法化、自然的正義

の原則（デュー・プロセス・オブ・ロウ）の適用、事前行政手続の整備とその準司法化（審問手続）、オンブズマン・システムの制度化等々がそれであります。したがって、わが国の如く、現代的紛争の司法捕捉率が二割、行政事件訴訟に至っては新受が年間二―三千件といった数にとどまり、しかも、原告の勝訴率は著しく低く、司法的解決を望むものが少なくなり、あるいは、政治的解決に委ねられる場合が多くなっているのは雲泥の相違が生じてきております。

「法の支配」という時、救済方法の完備していない制度は、結局「法」の支配ではなく、政治の支配になって行かざるをえないという印象を強く受けました。

4 外国における調査研究からの教訓

四〇年代後半になって初めて外国に出ました。会話の勉強をしたこともないし、また、外貨の持ち出しは五二〇〇ドル。その上、小麦粉アレルギーでパンも食べられず、一年間はとても苦しい生活でありました。

イギリスが主でしたが、それでもアメリカ経由でイギリスに渡り、夏休みにはヨーロッパ北半分を貧乏旅行し、また帰

国に際してはヨーロッパ南半分を巡って、インドでボンベイ、ニューデリー、カルカッタを訪問し、香港経由で無事帰国しました。その後もいろいろの形で海外調査し、その間に見聞したことは多かったけれども、一見は百聞にしかずの諺どおり、私の問題意識を実証した点も多く、今日の問題意識を固めた感があります。今日はその中で、時間の関係で二点のみに触れてみたいと思います。

(1) イギリスにおける補足給付審判所

わが国の行政不服申立手続に相当するイギリスの審判所制度を見ることが私の課題だったので、数多くの視察の中で印象的であった審判所として、わが国の生活保護行政にかかわるような不服申立手続を取り扱う補足給付審判所を見学した時のことでした。わが国では、当時朝日訴訟に見られるように、給付決定のための調査は厳しく、また不服申立も形式的基準適合性の判断が優先しているのが実態でありました。

ところで、イギリスのこの審判所の手続きは、申請に対する決定に不服なものが補足請求し、それを審査する審判所でした。一つの事例のみを紹介しましょう。イギリスには政府

の政策的な内規として設けられた判断基準があります。ある少年の母親が小学校へ上がる子供をつれてきて、オーバールの購入分だけ補足して欲しいといいました。委員は三人。委員長はこの時は牧師。他の補足給付審判所の場合も、牧師が多いうででした。合議に入ったとき、私も傍聴することができました。政府側に立つと思われる退職公務員の委員は当然政府基準に照らして認めるべきでないといえます。これに対しTUC「労働組合会議」の給付部長である委員は給付してやるべきだといえます。決着がつかず、最後に委員長裁決となりました。委員長は、基準に照らせば給付できないが、初めて学校へ上がるのだから、これは特別事案として認めてやるのではないかと発言し、それで決定されました。わが国の生活保護法九条にも「必要即応の原則」がありますが、硬直化しているので、私にはとても感動的でした。

(2) インドにおける治安判事裁判所

イギリスでも、イギリスの憲法の第一人者といわれるオー・フッド・フィリップス O. F. Phillips というバーミンガム大学の教授がいろいろ世話をしてくれたので、お礼に同教授を訪ねたとき、同教授が同市の治安判事を務めていること

を知り見学させて貰い、大変勉強になりました。ところで、それとは対照的な経験として、第二回のインド調査を一人で約一カ月近く実施していた時に、インドのデカン高原の中にある精密機械工業の発達している奇麗な街、バンガロールで経験したことをお話したい。それは、治安判事裁判所があったので飛び込みで見学させてもらいましたことです。建物はお粗末で、判事の席のみが威風堂々と作られ、弁護人の席は、台所の食卓テーブルのようなものがあるだけ、被告席などはどこにもありません。ましてや控室などございませぬ。外の炎天下に大勢たむろしており、呼び出しを待っています。廷吏が呼び出し、役人が罪状をよみあげます。判事が言い分はないかを聴きます。そしてその場で判決が下ります。ところで、呼び出されたが出廷しないので欠席裁判で判決が下されたケースがありました。その後で、本人が何か先ほど呼ばれたらしいという申出をしてくれました。本人は、ボンベイの存在する州のもので、インドは言語州といわれるように、州が変われば言葉も変わります。呼び出されてもよくわからないのも無理はありません。裁判官はいまになって申し出て判決はもう下してしまつたと、剣もほろろに却下しました。

イギリスの治安判事裁判所での、裁判所と被疑者とのやり取りが、人間味あるやりとりだったので、同じ制度でもかくも違うものかと感じ、ここでは、裁判所は人の権利を守るものというイギリス法の伝統を形式的には継受しながらも、実質的には、法は統治者が命令するものに完全になっているのを見ました。制度は運用するものによって、かくも違うかと思うと同時に、西欧諸国を見学して、わが国が明治維新以来、外来の制度を移入しながら、そこに異質な違いの生じてきたのも、同じ原因によるのではないかと痛感しました。

5 わが国の実務からの教訓

私は、ことに昭和四〇年以降、多くの訴訟や行政実務に係わり合いをもってきました。それは私の今日の行政法学に対する疑問と課題を深めるのに大いに役立ってきたと思います。主な訴訟としては、森永ヒソミルク事件、サイリドマイド事件、スモン訴訟、カネミ油症事件。あるいは大阪国際空港騒音訴訟、名古屋新幹線騒音訴訟、またさらに摂津市保育所設置に係わる超過負担訴訟、大牟田市電気税訴訟に加えて水害訴訟を上げることができます。そこでは、被害者、弁護士、

法律家、自然科学者など大勢のものが、いろいろの角度から、検討に検討を重ね、ことに、行政関係の事件では、裁判所が口頭弁論を開かず、証人喚問の機会を付与せず、法律問題として処理しようとする傾向の中で、被害の実態をいかに裁判官に知ってもらうように訴訟進行を組み立てていくか、また、自然科学者で有力な人が殆ど行政に係わりをもつ中で、いかに科学的立証の場を作るか、議論を重ねるとありとあらゆる論理構成の検討をせざるをえなくなります。このようなことを契機にして勉強することは、紙の上で結論の当否を出すのと異なって、医師が診断を下し、手術するために予備的勉強をするのと同じで、とても勉強になりました。

また数多くの行政実務に参加する機会をえましたが、これまた著しい勉強のための資料提供の場となりました。例えば、東京都の消費生活条例の策定過程への参加と、その後の審議会の安全対策部会長としての経験、消費者センター、国民生活センターとの係わり、また、東京都の環境影響評価条例の策定作業への参加と環境影響評価審議会の部会長として今日に至るまでの経験から多くの知識をえました。さらに、都制度検討委員会への参加は、西欧大都市への調査と、今日の国

の地方自治法改正の一つの課題になっている特別区の普通公民団体化の問題の検討の機会を得ましたし、情報公開条例策定のための懇談会への参加とそのためのアメリカへの調査などを初め、行政実務家を交えた研究会、例えば、住居法制定のための提唱の検討会など、いつも白熱した議論と行政実務家の豊富な経験から得た貴重な知識を学んだことは、生きた学問をしたことになり、かけ替えのない経験でした。

私もこれらの経験を生かし、長年の課題を果たすべく、また現代行政法の構築を試みてみたいと思い、生活と密着した行政法講義の企画として、NHK市民大学講座を担当する機会をえたので、それを基にして、市民向けの『暮らしから見た行政』と、それを理論化した『現代行政法学の基礎』を発表して世に問うたり、あるいは、わが国の伝統的な行政法学が総論主義におちいり、行政の実態と接合している行政需要を、総論的枠組みに押し込める傾向から脱出すべく、共著ではあるが『行政法下巻』（青林書院）を『上巻』に先立って発表しましたが、評価はあまり芳ばしくなく、それは一に私の力量の至らぬ結果と甘んじておりますけれども、課題としては今なお残っています。また、行政法各論の各領域の法研

行政法学の課題

究のため、いろいろの学際的学会の創設にも参加し、また、研究会もいろいろ持って、他の法分野の人々、実務家、自然科学者と交流したことは、いままでの枠を越えた勉強になりましたが、その学問的集約を成し遂げられぬまま今日に至っていることは甚だ慚愧の至りです。

しかし実務に携わる公務員の悩みは、市民生活の多様性と多様なニーズ、そしてそれに応じきれぬ行政への不満にどう対処するか、それを総合的政策とどう調和させ行くか、しかも、いまや問題解決のプロセスにおける主体について、単に行政庁という考え方を超越して、住民と「共生」という観念が要求され、そのプロセス確保が緊急課題になっていることを考えると、行政法学の課題の大きさに身の引き締まる思いがしております。

6 むすび

ある著名な行政法学者が、わが国は、戦前ドイツ行政法、戦後アメリカ法を学んでわが国独特のものを作りあげて、上手にやってきたと述べております。私も個人的に知っており、その人の努力も評価しないわけではありませんが、率直にい

ってわが国の実情は、けっしてそのように甘いものではない
ません。いま国際社会において、日本の行政のあり方につき、
いろいろの点で非難が加えられています。また、国内でも、
日本の国民の裁判離れを憂慮する声が裁判官の中からも挙げ
られていることは先にも触れました。尤も裁判になったり、
その結果としての判例というものが生み出されてくるのは、
社会的に見れば、極限状況で発生してくるものが多いといえ
ましょう。したがって、司法捕捉率が低いということ自体は、
どこの国にもある現象で、抽象的にいえば問題にするに足り
ません。問題は、法が社会的紛争解決の核として機能してい
る上での捕捉率が低いのか、あるいは、機能していないので、
司法外的解決方法に頼らざるをえないのかという点にあります。
す。わが国で憂慮されているのは、後者です。しかもわが国
の行政事件は民事事件よりもはるかに捕捉率が低く、またこ
く西欧諸国に比べると質的相違を感じるほどであり、またこ
こに前近代的な非司法的要素の介入の余地を残していると言
えましょう。政治学者が、戦後五〇年を経た今日なお、わが
国の「近代化」の問題を論じる所以と同根の要素が存在して
います。

しかし他方国際的には、「良き行政」を求める声が法曹関
係者の共通の声になっており、わが国でも、「国民のための
行政」を求める声は近時ますます大になっています。その時
に、その枠組みをどのように設定するのかは、行政法学の緊
急の課題になっています。それは行政法が現代生活に密着し
た法であることが要求されていることを意味し、また他の法
領域との総合的対策が求められていることを意味するもので
あります。私が先に触れた「六法なくして現代法は成り立ち
得ないが、行政法なくしては六法は機能し得ない」という点
を改めて強調し、行政特権に着目した伝統的な総論主義的な
行政法学ではなく、現実の国民の社会的ニーズに合った法律
学が求められていることを認識して欲しいし、さらにわが国
の行政法の課題は、同時に法律学全体の課題でもある所以を
深く認識しておいて欲しいと思います。

わが国のように、近代社会の経験なしに現代社会へ前近代
社会から飛び込んだ国が抱く課題を、通常二重国家論として
論じてきており、その課題克服のプロセスは発展途上国が宿
命として絶えず模索せざるをえないものになっています。高
度成長政策の時、一時「ルック イースト」とか、「ジャパ

ン アズ ナンバーワン」としてもはやされ、その路線が輝かしいモデルの如くいわれましたが、バブルがはじけた今日そう呼ぶものはいなくなりました。われわれは現象面の基礎にある問題を、あらゆる角度から検討しなおす時期に来ているのにも拘わらず、その気運が盛り上がらないことを憂いて、この講義を終わらなければならぬのは、私にとっては淋しい限りですが、きっと若い諸君がその課題を解決してくれるものと期待しています。

ご静聴を感謝します。